

JAバンクの紛争解決措置について

鳥取西部農業協同組合

紛争解決措置の概要

平成27年4月1日現在

苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

岡山弁護士会 岡山仲裁センター

上記弁護士会の利用に際しては、JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、以下の当組合JAバンク相談・苦情等受付窓口または鳥取県JAバンク相談所にお申し出ください。

JAバンク相談・苦情等受付窓口

電話番号：0859-37-5866
電子メール：jats@jats.jp
受付時間：午前9時～午後5時
（金融機関の休業日を除く）

鳥取県JAバンク相談所

電話番号：0857-21-2600（代表）
受付時間：午前9時～午後5時
（金融機関の休業日を除く）

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受付けています。詳しくは当組合のJAバンク相談・苦情等受付窓口にご相談ください。